

令和3年度 公文書開示状況（10月決定分） 生活文化局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
1	R3.9.15	R3.10.4	東京都宗教法人名簿に記載の以下の2寺に係る宗教法人法第25条第4項に基づく過去3年間の事務所備え付け書類 ①認証番号〇〇 〇〇寺 ②認証番号〇〇 〇〇寺				1											当該公文書を保有しておらず、存在しないため	生活文化局都民生活部管理法人課
2	R3.9.24	R3.10.7	東京都知事が景品表示法の不当表示に該当、または該当するおそれがあるとして、ネイルサロン事業者またはネイル技術指導の事業者に対する行政指導文書、措置命令に関する文書（平成30年度、平成31年・令和元年度、令和2年度・令和3年度で9月24日まで）等一切（起案文書含む）				1											東京都において、平成30年4月1日から令和3年9月24日までの間に、景品表示法の不当表示に該当又は該当するおそれがあるとして、ネイルサロン事業者又はネイル技術指導の事業者に対して、行政指導文書又は措置命令に関する文書を交付した事実がない。従って、当該行政指導文書及び措置命令に関する文書は、実施機関において作成及び取得しておらず、存在しない。	生活文化局消費生活部取引指導課
3	R3.8.12	R3.10.11	①大会関連施設等における伝統文化発信等について ②スペシャル13の実施状況について（参考）	12	1														生活文化局文化振興部企画調整課
4	R3.10.6	R3.10.11	一般社団法人〇〇から提出された平成27年度の貸借対照表、正味財産増減計算書及び正味財産増減計算書内訳表	3	1														生活文化局都民生活部管理法人課
5	R3.10.1	R3.10.12	宗教法人〇〇規則認証書	1	1														生活文化局都民生活部管理法人課

令和3年度 公文書開示状況（10月決定分） 生活文化局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
6	R3.9.6	R3.10.19	私立学校教育助成金調査表（A表）「2 事業活動収支計算書（令和2年度決算）」「3 貸借対照表（令和2年度）」（学校法人〇〇ほか164法人）	330	1							1								開示により法人の収入・支出の状況や財産状況を相当程度具体的に把握することが可能となり、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められる。	生活文化局私学部私学行政課
7	R3.10.19	R3.10.20	特定非営利活動法人〇〇の令和3年〇月〇日付け特定非営利活動法人解散届出書類	3	1							1	1							(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別できるため。 (7条4号) 公にすることにより偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため。	生活文化局都民生活部管理法人課
8	R3.8.31	R3.10.29	令和3年度東京都公式LINEアカウント「東京都」運用システムLinyに係るサーバ増強等業務委託契約締結決定等通知書、契約締結請求書、審査結果通知	3	1																生活文化局広報広聴部広報課
9	R3.8.31	R3.10.29	令和3年度東京都公式LINEアカウント「東京都」運用システムLinyに係るサーバ増強等業務委託委託契約書、契約相手方決定起案、随意契約実施時起案、付議手続の依頼について、実施時決定起案	64	1							1	1	1		1				(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別できるため  (7条3号) 事業者に係る内部管理情報であり、公にすることにより、事業者の事業運営上の地位が損なわれると認められるため  (7条4号) 公にすることにより、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため  (7条6号) 公にすることにより、今後の契約に際し、予定価格及び契約目途額が類推され、契約事務における公正性及び競争性の確保に支障を及ぼすおそれがあるため	生活文化局広報広聴部広報課
10	R3.9.27	R3.10.29	五都県広告表示等適正化推進協議会設置運営要領「五都県広告表示等適正化推進協議会設置運営要領」の運用 東京都表示適正化対策専門助言員設置要領	6	1																生活文化局消費生活部取引指導課

令和3年度 公文書開示状況（10月決定分） 生活文化局

月 整理 番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	否 応 答 拒	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号			
11	R3. 9. 27	R3. 10. 29	インターネット広告表示監視事業における不当表示の調査、指導等に当たったの基準 不当品類及び不当表示防止法違反事件に係る措置命令等及び公表の基準 不当品類及び不当表示防止法違反事件関係事務処理要領	18		1														インターネット広告に係る都が行う景品表示法違反事件に係る行政処分等の判断基準であり、公にすることにより当該事業の性質上、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため  都が行う景品表示法違反事件に係る行政処分等の判断基準及び違反事件に係る公表等の基準であり、公にすることにより当該事業の性質上、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため  都が行う景品表示法違反事件に係る行政処分等の事務処理要領であり、公にすることにより当該事業の性質上、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	生活文化局消費生活部取引指導課